

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

石川町長 首藤 剛太郎

市町村名 (市町村コード)	石川町 (07501)
地域名 (地域内農業集落名)	山橋地区 (山形西集落、山形東集落、山形中集落、北山形集落、板橋西集落、板橋東集落、板橋南集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は中山間地に位置し、水利が悪く天候に作付けが左右される等耕作条件に恵まれず、イノシシ等の鳥獣被害も増加しており、農業者の平均年齢も66歳と高齢化が進行している。このようなことに加え、米価が低迷している状況も相まって、後継者が農業に従事することが少なくなっており、地域の農地を維持していくためには、地域の農業を担う若い農業者の確保・育成が課題である。また、地区の作物は、水稻が中心であることから、農業者の経営の安定化を図るため水稻以外の作目導入が必要である。
【地域の基礎データ】 農業者:156人 主な作物:水稻、肉用牛(繁殖)、酪農

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻については、段階的に認定農業者等へ集積・集約化を進めるとともに、稲WCSや飼料用トウモロコシの作付けを拡大して耕畜連携の取り組みを組みをこれまで以上に強化し、地域内で資源循環を行うことで、稲作農家の労力削減等と畜産農家の所得向上を図る。また、このほかに中山間地でも収益が上がる水稻品種(里山のつぶ等)を選定して作付けを行い、所得の安定化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	243 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	243 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興区域内の農用地及びその周辺の農業用施設用地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者等への団地面積の拡大及び農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、認定農業者等の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
天候に左右されることなく作付けを安定させるため、地区内のため池を整備し、水利をよくするとともに後継者に農地を集約しやすくするため、区画の整理について地域の同意形成を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業普及所や市町村、JAと連携し、地域内外で開催される新規就農相談会へ積極的に参加するなどして、多様な担い手の確保・育成に努めるとともに栽培技術の支援や農地のあっせんなど相談から定着まで切れ目ない取り組みを行う。また、集落営農化・法人化の流れを推進し、雇用就農の受け皿づくりに取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業効率を高めるため、水稻の病虫害防除作業については、JAに委託することとし、また、田の畦畔の草刈り等については、状況に応じてJA法人やシルバー人材センターへの委託をする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシの被害が拡大しないよう電気柵を設置するとともに、目撃や被害情報を地域で共有し、速やかな対応体制を構築する。併せて、捕獲人材の確保・育成を進める。②水稻の減農薬、減化学肥料栽培への取り組みを検討する。③農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を検討する。⑦条件不利農地については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の活用により、保全・管理等を行う。⑧認定農業者等の経営状況を踏まえ、新たな農業用施設の導入を検討する。⑨飼料作物(稲WCS)を地域の畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は、水稻栽培農家に供給する。